

# 日本国環境省とカザフスタン共和国エコロジー・天然資源省 との間の環境協力に関する協力覚書（仮訳）

日本環境省とカザフスタン共和国エコロジー・天然資源省（以下「両者」と言う。）は、

両省の友好関係を強化し、環境保護分野での協力関係を発展することを望み、現在および将来の世代の良好な状態のために、環境保護の重要性を認識して、環境問題の解決には二国間および多国間レベルでの協力が必要であり、そのような協力が国家レベルだけでなく世界レベルでの環境保護にも貢献できることを認識して、以下の認識に達した。

## 第1項 目的

両者は、各国の国内法規及び自国に適用される国際条約から生ずる義務に従い、環境保護の分野における相互協力を強化する。

## 第2項 協力分野

本覚書に基づく協力分野は、以下の通りである。

- a. 気候変動の緩和及び適応・緩和メカニズムの開発
- b. 大気質管理
- c. 有害産業廃棄物を含む、廃棄物と資源の持続可能な管理（循環型経済への移行を含む）
- d. 生物多様性の保全と持続可能な利用、保護地域の管理
- e. その他の協力分野については、両者が相互の合意により決定することができる。

## 第3項 協力の実施

本覚書に基づく協力は、以下の形態をとることができる。

- a. ベスト・プラクティスや、環境政策、研究開発、利用可能な技術に関する情報交換
- b. 関係機関や当局の専門家及び代表団による相互訪問
- c. 環境関連問題に関する会議、セミナー、スタディーツアーおよび同様のイベントへ主要な代表者や専門家を招待
- d. その他の協力形態は、両者が相互の合意により決定することができる。

## 第4項 経費

各側は個別の事例に応じて別段の取り決めがない限り、本覚書の実施に伴い発生しうる費用を自ら負担する。

## 第5項 知的財産権

両者は、本覚書に基づき実施された活動に関して得られた協力の結果、もしくはプロジェクトにより生じる知的財産権を認識する意向である。

## 第6項 権利と義務

本覚書は法的拘束力を持たず、いかなる法的権利及び義務も生じさせない。本覚書の内容は、国際法上の両者の法的権利及び義務に影響を与えるものではない。本覚書に基づく協力は、両者のそれぞれの財源の範囲内で実施される。本覚書は、両者に金銭的または法的な義務を課すものではない。

## 第7項 相違の解決

本覚書の実施に関連し、両者間に生じるいかなる相違も、両者間の協議および交渉を通じて解決される。

## 第8項 修正

本覚書は、両者の同意により変更および補足されることがある。

## 第9項 開始日・期間・終了

本覚書に基づく協力は、署名の日付をもって開始する。本覚書は、その開始をもって、2024年8月9日に日本国とカザフスタン共和国で署名された日本国環境省とカザフスタン共和国エコロジー・天然資源省との間の環境協力に関する協力覚書に代わるものとなる。本協力関係は3年間継続し、両者の書面による同意により延長することができる。また、いずれか一方が、終了を意図する日の遅くとも6か月前までに書面で通知することにより、いつでも終了することができる。両者が別段の決定をしない限り、本協力関係の終了は、進行中のプロジェクトまたは活動の期間に当該プロジェクトまたは活動が完了するまで影響を与えない。

2025年12月 日 にて英語による原本2通に署名された。

日本国環境省

カザフスタン共和国  
エコロジー・天然資源省

石原 宏高  
大臣

ヌサンバエフ・エルラン  
大臣